

考慮することが適当でないことから支給しているが、行政改革検討委員会からの提案もあったこと、及び徴税滞納処分にあつては人事異動を適正に行うことによつて誰でも従事することになることから、徴税の滞納処分・滞納整理と用地交渉に関する特殊勤務手当は廃止する。

□審査の結果

全員賛成で可決すべきものと決定
(主な質疑)

Q:公僕と考えれば全ての特務勤務手当を廃止すべきである。伝染病及び行路死亡人関係等の手当はいくらか。

A:伝染病と行路死亡、遭難救助の手当は危険・不快な業務であり残したい。金額は、伝染病関係が一日8000円程度、行路死亡人・遭難救助は5千円程度。

議案第16号 湯沢町国民健康保険条例の全部を

改正する条例の制定について

●全部改正の理由は、過去から度重なる一部改正において、条文削除の際に条文番号を繰り上げなかつたために欠番が生じていること、

また細か字句の言い回しなどで多くの修正箇所が出てきたためである。大きな改正部分は、昨年の医療制度改革で出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられ、埋葬料が10万円から5万円に引き下げられたが、湯沢町は昨年、上げるほうは上げたが、下げるほうは予算措置ができていたことから、下げないできた。ほとんどの市町村国保等が下げていることから、19年度から湯沢町も下げることとしたい。

□審査の結果

賛成多数で可決すべきものと決定
(主な質疑)

Q:埋葬費を下げない場合

合はどうなるのか。減額しなければ国保は大変になるのか。

A:年間80件ほどで5万円となれば400万円程度の支出増となる。後期高齢者医療及び他の国保等とのバランスを考えれば、引き下げざるを得ない。

議案第17号 湯沢町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●平成18年厚生労働省告示第92号の医療報酬の改定をしなかつた。改定は△3.2%であった。運用上は生活療養費分もソフトを入れ替えて、改定にあわせた金額で徴収していることから、その面では対応ができていた。

□審査の結果

全員賛成で可決すべきものと決定
(主な質疑)

Q:この改正部分は既に料金に反映されているのか。

A:条例改正は遅れてしまったが、病院ではその時から改正された料金を徴収している。

議案第19号 湯沢町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●今までの条例は5条で構成されており、開館時間・休館日等は規則で定められていたが、今回それを条例化するとともに、指定管理者制度を導入できるように改正する。

□審査の結果

賛成多数で可決すべきものと決定
(主な質疑)

Q:童画・日本画・美術館建設資金と問題を抱えているなかで、全体の方向性が見えてこない。問題を抱えたままでの移行は問題がある。方向性を出した中で指定管理者への移行を考慮すべきである。内部での検討はどうなつて

いるのか。

A:教育委員会の中では承諾を得ている。クリアしなければならぬ諸問題はあるが、町民サービス・コスト削減の立場から移行せざるを得ない。

Q:第6条の年末年始が休館日というのは観光地としてまずいのではないか。

A:教育委員会が特に認める場合は変更できるとする条例があることから、これで対応する。昨年も一昨年も年末年始は休んでいない。

議案第20号 湯沢町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

●機構改革に伴い委員数を20人から14人に減らす。

□審査の結果

全員賛成で可決すべきものと決定

議案第22号 平成18年度国民健康保険特別会計